

参加意思確認公募に関する公示

次のとおり実施要領を作成しましたので、参加意思確認書の提出を招請します。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

1. 業務名称：バングラデシュ国シップリサイクル産業能力向上プロジェクト【有償
勘定技術支援】
(調達管理番号：24a01069)
2. 参加意思確認書の提出方法
 - (1) 提出期限： 2025年3月19日(水) 12:00
 - (2) 提出先： 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部 契約推進第二課
 - (3) 提出方法： 電子メール(メールアドレス：e-koji@jica.go.jp)
詳細は「参加意思確認公募実施要領」参照
3. その他
「参加意思確認公募実施要領」のとおりに

以上

参加意思確認公募 実施要領

件名：バングラデシュ国シップリサイクル産業能力向上プロジ
ェクト【有償勘定技術支援】

(調達管理番号：24a01069)

2025年3月5日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は「バングラデシュ国シッパーサイクル産業能力向上プロジェクト【有償勘定技術支援】」について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

参加意思確認公募とは、該当の業務を唯一履行できると特定した者（以下「特定者」という。）との随意契約を想定する契約について、調達手続きの透明性、競争性を確保するため、機構が特定者のほかに契約を実施可能で、参加の意思がある者の有無を確認する制度です。

期限までに本公募への応募者がいない場合、機構は特定者を契約相手方として手続きを開始します。応募者がいる場合、機構は応募者が応募要件を満たすかを審査し、満たしている場合は指名又は一般競争手続きに移行します。

1. 提出先

(1) 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部 契約推進第二課

電子メールアドレス：e-koji@jica.go.jp

2. 提出期限

2025年3月19日（水）正午（必着）

3. 提出書類

(1) 参加意思確認書

(2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格（写）

(3) 下記7.（3）2）に記載された「その他個別要件」に求められる実績等を証明する資料（様式任意・PDF）

4. 提出方法

電子データでのご提出をお願いいたします。

上記2. の提出期限の4営業日前から1営業日前の正午までに、上記1. の電子メールアドレス宛に、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを送付願います。

依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は期限までに提出ができなくなりますので、ご注意ください。

メール件名：【提出】（調達管理番号）_（法人名）_参加意思確認書

パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「[業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法\(2023年3月24日版\)](#)」をご参照ください。

※「2. 競争参加資格確認申請書提出方法(該当案件のみ)」と同様方法にてご提出可能です。

5. 審査結果の通知

2025年3月26日(水)までに電子メールにて連絡します。

6. 応募要件を満たさない場合の理由請求

- (1) 期限：2025年4月1日(火)正午まで
- (2) 請求方法：上記1.の電子メールアドレス宛に願います。添付書類があれば、電子データでのご提出をお願いいたします。
メール件名：【提出】(調達管理番号)_(法人名)_理由請求
- (3) 回答方法：電子メールにより10営業日以内を目途に回答

7. その他関連情報

<p>(1) 業務の目的・内容 別紙1業務仕様書(案)のとおり</p>
<p>(2) 特定者 特定者は、本条約の策定段階から国土交通省海事局担当課のアドバイザーとして日本政府の活動を下支えしてきたコンサルタントであり、本条約の国内担保法である「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」を施行する際には、具体的な基準細則の準備に関する業務受託実績を有していることから、同条約で求められるSRFP、SRPの要件に精通している。さらに同条約にもとづく審査・認証にかかるSRFP・SRP作成支援等の業務経験を有している。 なお、特定者は、過去のバングラデシュでのシッパーサイクルに関連する業務経験を通じて、同国における複数の関係省庁と良好な関係を築いており、本条約発効までの限られた時間の中で、関係省庁との協力関係のもと円滑な業務履行が可能である。また、国際海事機関(IMO)とノルウェー政府が協働して実施してきたSENSREC(Safe and Environmentally Sound Ship Recycling in Bangladesh)プロジェクトでの成果物の分析・改定作業が本業務では必要不可欠であるが、契約予定相手方はSENSRECプロジェクトにも参画しており、同プロジェクトの内容全般に精通している。</p>
<p>(3) 応募要件</p> <p>1) 基本的要件：</p> <ol style="list-style-type: none">(ア) 令和04・05・06年度全省庁統一資格で、「役務の提供等」の資格を有すること(等級は問わない)。(イ) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。(ウ) 当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条のいずれにも該当しないこと。

2) その他個別要件：

- (ア) シップリサイクル施設計画 (SRFP)、シップリサイクル計画 (SRP) に関する審査・認証手続きの改善のため、香港国際条約で求められる SRFP、SRP の要件に関する十分な知識、さらに同条約にもとづく審査・認証手続きの改善に資する業務経験及び審査・認証にかかる SRFP・SRP 作成支援に関連した業務経験を有すること。

(4) 情報の公表について

本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。

機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。

「公共調達 の適正化に係る契約情報の公表について」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

(5) その他

- 1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- 2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- 4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- 5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- 6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- 7) 公募の結果、競争手続きに以降する場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- 8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

以上

別紙 1：特記仕様書（案）

別紙 2：参加意思確認書

特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由

を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・基本計画策定調査（一段階目）実施時期：2024年2月
- ・RD署名：2024年4月25日
- ・詳細計画策定調査（二段階目）実施時期：2025年2月予定

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）今後設立が予定されている実施機関への技術協力成果の確実な継承

現在、産業省（MoIND）が担っているサプライサイクル行政機能は、今後設立予定のバングラデシュサプライサイクル委員会（BSRB）に移管されることになっているが、その設立時期が不透明である。2025年6月のサプライサイクル条約発行までに行政機能の向上が必要不可欠であることから、BSRBの設立を待たずに本業務を開始する。そのため、MoINDを実施機関として本業務を進めることになるが、本業務の実施期間中にBSRBに行政機能が移管される際には、技術協力成果がMoINDからBSRBに確実に継承されるよう留意する。本業務の実施期間中に行政機能の移管が実現しない場合には、将来のBSRB設立及び稼働に向けて、本業務の成果を確実にBSRBに引き継ぐためのMoIND向け提言を纏めること。

（2）長期専門家との協働

発注者は、本契約とは別に技術協力プロジェクトの総括を目的とした長期専門家を派遣

している。受注者は、長期専門家による総括のもと、長期専門家から協力・支援を得つつ、各成果達成に向けた活動を実施すること。加えて、過去のシップリサイクルに関連する業務経験を通じて得られた経験・知識を長期専門家と共有することで、長期専門家とコンサルタントとの協働によるシナジー効果を発揮し、より高い次元でのプロジェクト目標の達成を追求すること。

なお、各報告書の作成に際しては、長期専門家業務内容に関する進捗も含める点に留意すること。

(3) 廃棄物処理に関する動向把握

シップリサイクルヤードの船舶解撤の現場で生じる環境汚染や労働災害は産業の健全な発展に向けての課題であり、安全かつ環境上適正なシップリサイクルを実現するためには、シップリサイクルヤードのみならず廃棄物処理施設（TSDF）の適切な運用が必要不可欠である。一方で、TSDFの整備までには時間がかかることが想定されているため、廃棄物処理に関する現状及び将来に向けた構想を把握した上で、TSDFが運用開始されるまでの期間における廃棄物管理や処理の方法、TSDFが整備された際のシップリサイクルヤードからTSDFへの廃棄物の輸送方法等について、長期専門家や関係機関に助言を行うこと。

(4) 人権に配慮した取組み

現地シップリサイクルヤードの実態調査時には、労働安全確保と環境保全に加えて、人権配慮の観点からも確認することとし、人権侵害の有無及びその状況について発注者に報告をすること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1（シップリサイクル施設計画（SRFP）、シップリサイクル計画（SRP）に関する審査・認証手続きが改善する。）に関わる活動

活動 1-1：バングラデシュにおけるシップリサイクル関連法・規制・ガイドライン及び組織体制を分析する。

活動 1-2：シップリサイクルの実施及び審査手続きについて現状評価を行う。

活動 1-3：シップリサイクルに関する行政手続き、SRFP・SRP等の申請様式を分析・改訂する。

活動 1-4：SRFP、SRP等の審査マニュアルを作成する。

活動 1-5：作成したマニュアルに従ってSRFP、SRP等の審査にかかる研修を実施

する。

活動 1-6：研修実施評価を反映させてマニュアルを改訂・最終化する。

② 成果 3（政府職員によるシップリサイクルヤード向け安全・環境対策指導能力が向上する。）に関わる活動

活動 3-1：シップリサイクルヤードの技術力及び課題を分析評価する。

活動 3-2：シップリサイクルヤードの運営改善指導を行う専門チームを産業省もしくは BSRB に設置する。

活動 3-3：シップリサイクルヤードに関連するガイドラインを分析する。

活動 3-4：シップリサイクルヤード従業員を対象とした研修機関の設立方法を検討する。

活動 3-5：シップリサイクルヤードの運営改善指導を行う政府職員を対象とした研修指導者養成研修（TOT）を実施する。

活動 3-6：シップリサイクルヤード従業員向け研修プログラムとマニュアルを作成する。

活動 3-7：TOT 研修によって育成された指導者によるシップリサイクル従業員を対象とした安全・環境対策改善に関する研修・ワークショップを実施促進する。

活動 3-8：研修実施評価を受けて研修プログラムとマニュアルを更新・最終化する。

（2）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計 2 回
対象者	MoIND 職員、BSRB 職員
参加者数	約 6 名/回
研修日数	約 7 日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

➤ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロー

ド・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	第 1 回 JCC 開催から約 1 か月後	英語	電子データ	
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.1”	第 1 回 JCC 開催から約 1 か月後	英語	電子データ	
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.2”	Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II “Ver.1” の提出後 6 か月後	英語	電子データ	
業務進捗報告書	契約開始から約 12 か月後	日本語	CD-R	3 部
		英語	製本	5 部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 部
		英語	製本	5 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。長期専門家業務内容に関する進捗も含めて作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

以下の項目を含む内容で作成する。長期専門家業務内容に関する進捗も含めて作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）

- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) ベースライン調査報告書
- (2) SRFP、SRP等の審査マニュアル
- (3) シップリサイクルヤード従業員向け研修プログラム及びマニュアル
- (4) エンドライン調査報告書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない¹。

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

¹ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	検査機器	環境汚染度をモニタリングするための水質検査機器	1式	供与機材	定額計上
2	検査キット	有害廃棄物試験ラボ送付用のサンプリングキット	1式	供与機材	定額計上
3	研修機材	研修機関での使用を想定した各機材	1式	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名：シップリサイクル産業能力向上プロジェクト

The Capacity Development Project in Relation to Ship Recycling Yard and TSDF Development

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュは、シップリサイクルにかかる世界最大のシェア（43%、2020年）を誇り、老朽化した船舶の解撤地として大きな役割を担っている。チョットグラムにあるバングラデシュのシップリサイクル産業は、バングラデシュの国民経済に大きく貢献している。この産業は年間25,000人の直接雇用を創出し、内需の約70%である220万トン（533億BDT相当）の鉄鋼資源を供給している。バングラデシュ政府は、その重要性を認識し、産業が国際基準に準拠し、持続可能な開発を実現するために、バングラデシュ・シップリサイクル法（2018年）を制定した。

バングラデシュ政府は、2009年に制定された船舶の安全かつ環境上適正な再利用のための条約「香港国際条約（HKC、2009）」に同国シップリサイクル産業が準拠することを目的に「HKC 批准のためのロードマップ」を作成した。産業省（以下「MoIND」）は、上記ロードマップに則り、シップリサイクル産業を管轄する組織であるバングラデシュ・シップリサイクル委員会（Bangladesh Ship Recycling Board、以下「BSRB」）を設立し、環境に配慮した廃棄物処理施設（Treatment Storage and Disposal Facility、以下「TSDF」）建設に向けた法整備、制度設計に取り組んでいる。こうした取り組みもあり、バングラデシュは2023年6月に同条約を批准した。併せて、同日にリベリアも批准し、発効条件を満たしたため、同条約は2025年6月に発効することとなった。

シップリサイクルヤードの船舶解撤の現場で生じる環境汚染や労働災害は産業の健全な発展に向けての課題であり、船舶解撤で発生する有害廃棄物の処理を行う TSDF の安全管理体制の確立と運用は、作業員の健康を守り環境の悪化を防止するための必須条件となる。例えば、アスベスト、PCB 汚染物質、オゾン層破壊物質（ODS）などの特定の有害物質の安全な処理と処分は、まだ実現されていない。また、油性スラッジは現在、船上に残ったバンカーオイルを中心に回収する地元のベンダーによって受け入れられているが、取り扱いが難しく、市場での再販が難しいため、負担も大きい。現状、これらの有害物質は、リサイクルヤードの敷地内に保管されるか、または誤って取り扱われ、自然環境や社会生活に深刻なリスクをもたらしている。

安全かつ環境上適正なシップリサイクルを実現するためには、シップリサイクルヤードと TSDF が適切に運用される必要がある。TSDF 施設の整備まで時間がかかることが想定される中、本事業は産業省を実施機関としてシップリサイクルヤードの施設計画や解撤工事計画にかかる審査能力向上、シップリサイクルヤードに対する政府職員の指導能力強化

を図ると共に、シップリサイクルに関するワンストップ行政サービスを設立することにより、行政サービスの改善を図る。

(2) 当該セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

「対バングラデシュ人民共和国国別開発協力量針」（2018年2月）では、「中所得化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」を重点分野の一つに掲げ、「高度経済成長を実現するための原動力となる民間セクターの活動を振興し、民間投資を誘致・増加させるため、投資環境の改善を支援する」との方針が示されている。

また、「対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2023年3月）では、「投資関連手続きの複雑さ等さまざまなビジネス阻害要因の存在が投資促進を阻んでおり、投資促進を支える制度、行政、関連機関の実施能力の強化等を進める必要がある」と分析しており、産業多角化、投資拡大、日本企業のバングラデシュ進出支援を目標とし、投資・貿易・産業振興等にかかる政策制度・行政の改善に取り組む、との方針としており、日本の船主協会から解撤の要望の高いバングラデシュにおけるシップリサイクル産業の振興に関する取り組みは方針と合致する。更には、日本政府は香港条約の制定プロセスを主導し、バングラデシュ政府を含む各国に対しその批准を働きかけてきた経緯があることから、バングラデシュにおいて、シップリサイクル条約の発効までに、適切な環境を整えることは日本政府の取り組む方向性とも合致する。更には、適切な有害廃棄物処理環境が整い、シップリサイクルヤードにおける労働環境改善に寄与し、バングラデシュへのシップリサイクル産業が振興することで、SDGsのゴール8「持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働き甲斐のある仕事の促進」、ゴール9「包摂的で持続可能な工業化の推進とイノベーションの育成」及びゴール13「持続可能な消費と生産のパターンの確保」に貢献し得る。

(3) 他の援助機関の対応

国際海事機関（IMO）は、2015年からシップリサイクルに関する協力実績があり、2023年から「SENSREC Phase III」にて TSDF 運用に関するガイドライン策定やワークショップ実施含む協力を実施中。ドイツ国際協力公社（GIZ）は「STILE」事業において、環境局（Department of Environment : DoE）を対象に、有害廃棄物及び船舶解撤廃棄物管理規則の整備、廃棄物処分場の検査にかかる協力を計画している。

3. 事業概要

※以下、グレー塗り部分は詳細計画策定フェーズにて確認する。以下は現時点での想定。

(1) 事業目的

本事業は、バングラデシュにおいて、シップリサイクルに関する行政審査体制の強化、ワンストップ行政サービスの設立、シップリサイクルヤードに対する政府職員の指導能力の強化を行うことにより、シップリサイクルに必要な行政能力の向上を図り、もって国際条約に則った安全かつ環境上適正なシップリサイクルの実現に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ダッカ市、チョットグラム市

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：産業省（Ministry of Industries : MoIND）

最終受益者：シップリサイクル事業者、国内外の船主及び船舶管理会社

(4) 総事業費（日本側） 約 2 億円

(5) 事業実施期間

2024 年 7 月～2027 年 7 月を予定（計 36 カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：産業省シップリサイクル部門（MoIND Ship Recycling Wing）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 58P/M）：シップリサイクル政策、シップリサイクル施設計画、シップリサイクル計画、能力強化／研修

② 研修員受け入れ

③ 機材供与

2) バングラデシュ国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のための役務や執務室の提供

③ 法令文書、公式報告書、統計データベース等へのアクセス

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「シップリサイクル産業向け廃棄物処分場（TSDf）整備事業に向けた能力強化に係る技術支援（2023 年～2024 年）」を実施し、シップリサイクル産業振興に向けた TSDf 整備事業（円借款）を検討中。

2) 他援助機関等の援助活動

IMO はノルウェー政府からの財務的支援により SENSREC Project Phase 1（2015 年～2017 年）、Phase 2（2018 年～2022 年）を実施し、シップリサイクルに関する基礎調査、シップリサイクルヤード向け研修等を実施した。今後、同事業 Phase 3 にて TSDf 運営管理にかかるガイドライン策定やワークショップ実施を含む協力を実施中。また、GIZ は「STILE」事業において、環境局（Department of Environment : DOE）を対象に、有害廃棄物及び船舶解撤廃棄物管理規則の整備、廃棄物処理施設の検査にかかる協力を計画している。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【確認中】：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<活動内容／分類理由>

詳細計画策定フェーズにて、シップリサイクル産業に従事する女性労働者のニーズ等、ジェンダー主流化ニーズを確認する予定のため。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

※以下、グレー塗り部分は詳細計画策定フェーズにて確認する。以下は現時点での想定。

(1) 上位目標：

国際条約に則った安全かつ環境上適正なシップリサイクルが実現する。

指標及び目標値：

1. 国際条約に適合する認証を取得したシップリサイクルヤードがXX件になる。
2. シップリサイクルヤードにおける死亡事故の件数がXX%減少する。
3. シップリサイクルヤード向け指導・研修が行政当局から継続的に実施される。

(2) プロジェクト目標：

安全かつ環境上適正なシップリサイクルのために必要な行政能力が向上する。

指標及び目標値：

1. シップリサイクル作業開始許可の取得にかかる所要日数がXX%減少する。
2. シップリサイクルヤード運用評価による「良好」ヤード数がXX%増加する。

(3) 成果

成果1：シップリサイクル施設計画（SRFP）、シップリサイクル計画（SRP）に関する審査・認証手続きが改善する。

成果2：シップリサイクルに関する質が高く、迅速な行政サービスを提供するためのワンストップ行政サービス体制が整備される。

成果3：政府職員によるシップリサイクルヤード向け安全・環境対策指導能力が向上する。

(4) 活動

活動1-1：バングラデシュにおけるシップリサイクル関連法・規制・ガイドライン及び組織体制を分析する。

活動1-2：シップリサイクルの実施及び審査手続きについて現状評価を行う。

活動1-3：シップリサイクルに関する行政手続き、SRFP・SRP等の申請様式を分析・改訂する。

活動1-4：SRFP、SRP等の審査マニュアルを作成する。

活動1-5：作成したマニュアルに従ってSRFP、SRP等の審査にかかる研修を実施する。

活動1-6：研修実施評価を反映させてマニュアルを改訂・最終化する。

活動2-1：シップリサイクル行政体制の現状分析を行う。

活動2-2：シップリサイクルに関するワンストップ行政サービス体制形成について評価する。

活動2-3：シップリサイクルに関するワンストップ行政サービス体制形成にかかる政府関係者間の議論を促進する。

活動2-4：シップリサイクルに関するワンストップ行政サービス体制形成を支援する。

活動2-5：ワンストップ行政サービスに従事する政府職員に対して研修を実施する。

活動3-1：シップリサイクルヤードの技術力及び課題を分析評価する。

活動3-2：シップリサイクルヤードの運営改善指導を行う専門チームを産業省もしくはBSRBに設置する。

活動3-3：シップリサイクルヤードに関連するガイドラインを分析する。

活動3-4：シップリサイクルヤード従業員を対象とした研修機関の設立方法を検討する。

活動3-5：シップリサイクルヤードの運営改善指導を行う政府職員を対象とした研修指導者養成研修（TOT）を実施する。

活動3-6：シップリサイクルヤード従業員向け研修プログラムとマニュアルを作成する。

活動3-7：TOT研修によって育成された指導者によるシップリサイクル従業員を対象とした安全・環境対策改善に関する研修・ワークショップを実施促進する。

活動3-8：研修実施評価を受けて研修プログラムとマニュアルを更新・最終化する。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

特になし。

（2）外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

（1）類似案件の評価結果：

過去のインドの類似案件の評価等では、環境に優しく、労働者安全が確保される、世界最先端の船舶解撤施設を建設する事業を進めていたが、当時のシップリサイクル需要が低迷したこともあり、当初目的に沿ったシップリサイクルヤードの活用とならない状況となり、過剰な施設投資について留意する点が指摘されている。

（2）本事業への教訓（活用）：

本事業では施設投資への直接的な関与は計画していないが、シップリサイクル行政能力向上にかかる技術協力を通じて、バングラデシュ全体のシップリサイクルヤードの施設整備状況と船舶解撤の需要動向の把握を図る。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/Pと共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレ

ビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

シップリサイクル政策

< 派遣の目的 >

本専門家は、バングラデシュにおいて、シップリサイクルに関する行政審査体制の強化、ワンストップ行政サービスの確立、シップリサイクルヤードに対する政府職員の指導能力の強化を行うことにより、シップリサイクルに必要な行政能力の向上を図り、もって国際条約に則った安全かつ環境上適正なシップリサイクルの実現に寄与することを目的に派遣する。

< 活動内容 >

バングラデシュ産業省とJICAとの間で署名予定の討議議事録（Record of Discussions : R/D）に基づいて、プロジェクトを総括し、他担当分野の専門家・調査団員と連携して以下活動を実施する。

- 1) Project Director及びProject Managerに対して、プロジェクト実施に関する助言を行う。
- 2) シップリサイクル関連法、行政体制、運用実態に関するベースライン調査を実施し、プロジェクト目標及び成果の指標及び目標値の設定を含むプロジェクト詳細計画策定のための助言を行う。なお、シップリサイクルヤードの実態調査は労働安全確保と環境保全に加えて、人権配慮の観点から労働者及び労使関係を含む人権及び環境面を含めて確認し、事業活動に反映する。
- 3) 会合や他援助機関を含む関係機関との意見交換を継続的に行い、シップリサイクル及び廃棄物処理に関する動向を把握し、助言を行う。廃棄物処理に関する助言は、シップリサイクルヤードから廃棄物処理施設（TSDF）への廃棄物輸送方法や、TSDFが運用開始するまでの期間における廃棄物管理方法を含む。
- 4) ワンストップ行政サービス実現のためにシップリサイクル行政組織体制や運営方法について助言を行う。BSRB設立後の行政・プロジェクト実施体制改編において、円滑な業務移管が行われるよう助言・支援を行う。
- 5) シップリサイクルに関する審査体制の強化、政府職員によるシップリサイクルヤード向け指導能力強化に関する活動の円滑な実施のために助言及び調整支援を行う。

<期待される成果>

成果1：シップリサイクル施設計画（SRFP）、シップリサイクル計画（SRP）に関する審査・認証手続きが改善する。

成果2：シップリサイクルに関する質が高く、迅速な行政サービスを提供するためのワンストップ行政サービス体制が整備される。

成果3：政府職員によるシップリサイクルヤード向け安全・環境対策指導力が向上する。